

一般送配電事業者の兼業認可について

(趣旨)

令和元年6月5日付けで、沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）から経済産業大臣に対し、電気事業法第22条の2第1項ただし書の規定に基づき、一般送配電事業者の兼業の認可申請が行われ、同月12日に経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会へ意見を求められたところ。

これに係る審査を実施したので、経済産業大臣への回答について御検討いただく。

1. 経緯

第3弾改正電気事業法（平成27年6月17日成立）においては、令和2年度から一般送配電事業者は小売電気事業又は発電事業を営んではならないこととされている。ただし、一般送配電事業者が小売電気事業又は発電事業を営むことがその供給区域内の電気の使用者の利益を確保するため特に必要であるとして、経済産業大臣の認可を受けた場合には、小売電気事業又は発電事業を営むことができることとされている。

今般、令和元年6月5日付けで、沖縄電力から経済産業大臣に対し、電気事業法第22条の2第1項ただし書の規定に基づき、一般送配電事業者の小売電気事業及び発電事業の兼業の認可申請が行われ、同月12日に経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会へ意見を求められたところ（資料3－2）。

2. 認可申請に係る意見

申請内容について、電気事業法第22条の2第2項の規定に照らして特段の問題はないと判断されるため、資料3－1のとおり、当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。

※沖縄電力については、沖縄地域の実情を踏まえ、制度設計WG（平成25年）、制度設計専門会合（平成30年）において、送配電部門を別会社化しないことを認めることが適当であると整理されている。（資料3－3）

〔参考１〕 手続きの流れ

一般送配電事業者が小売電気事業又は発電事業を兼業する場合、電気事業法第２２条の２第１項ただし書の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。経済産業大臣は、一般送配電事業者の小売電気事業又は発電事業の兼業認可申請を受けた場合、同法第６６条の１１第１項第５号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

〔参考２〕 関連条文

■ 電気事業法

(兼業の制限等)

第二十二條の二 一般送配電事業者は、小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。第二十七條の十一の二第一項及び第二項並びに第百十七條の二第四号において同じ。）を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、小売電気事業（その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。次項において同じ。）又は発電事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。同項において同じ。）を営むことができる。

２ 経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して 当該一般送配電事業者が小売電気事業又は発電事業を営むことがその供給区域内の電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合 でなければ、これを認可してはならない。

(略)

(委員会の意見の聴取)

第六十六條の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一～四 (略)

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七條の十二において準用する場合を含む。）、第十四條第二項（第二十七條の十二において準用する場合を含む。）、第十八條第一項若しくは第二項ただし書、第二十二條の二第一項ただし書、第二十七條の十一の二第一項ただし書、第二十八條の十四第一項、第二十八條の四十一第三項、第二十八條の四十六第一項、第二十八條の四十八、第九十九條第一項又は第九十九條の六第一項の認可をしようとするとき。

六～十三 (略)

２ (略)

附 則 （平成二七年六月二四日法律第四七号） 抄

（電気事業法の一部改正に伴う準備行為）

第七条 一般送配電事業者（旧電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。第三項及び次条第一項第一号において同じ。）は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の電気事業法（以下この条及び次条において「新電気事業法」という。）第二十二條の二第一項ただし書及び第二項並びに第六十六條の十一の規定の例により、経済産業大臣の認可を受けることができる。

2 （略）

3 前二項の経済産業大臣の認可を受けた一般送配電事業者又は送電事業者は、施行日において新電気事業法第 第二十二條の二第一項ただし書 又は第二十七條の十一の二第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般送配電事業者の兼業認可について（回答）

令和元年6月12日付け20190605資第65号により貴職から当委員会に意見を求められた一般送配電事業者の兼業認可については、認可することに異存はありません。

官 印 省 略
20190605資第65号
令和元年6月12日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

一般送配電事業者の兼業認可について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）附則第7条第1項の規定によりその例によることとされている同法第3条の規定による改正後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11の規定に基づき、別添の申請に係る同法第22条の2第1項ただし書の規定による一般送配電事業者の兼業認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第 26 の 2 (第 33 条の 2 関係)

一般送配電事業者の兼業認可申請書

2019 年 6 月 5 日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本永

電気事業法第 22 条の 2 第 1 項ただし書の規定により、次のとおり一般送配電事業者の兼業の認可を受けたいので申請します。

兼業の開始予定年月日	2020年 4月 1日
兼業しようとする事業の内容	小売電気事業および発電事業

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

小売電気事業及び発電事業を営むことが特に必要である理由について

沖縄は本土から独立した単独かつ小規模な電力系統であるため、需給調整で生じるリスクを広域融通を通じて低減させることが不可能であり、また、1機の発電機の脱落が系統に与える影響が非常に大きい等、需給調整・周波数維持の両面から、本土の系統と比較して特殊である。

そのため、沖縄においては、本土と比較して個別の需要家の電力需要等の状況に応じた弾力的な電源の運用など、安定的な系統運用に向けた困難度が本土とは異なる。

また、沖縄は、台風の常襲地域であることに加え、勢力が最も強くなる時期に台風が沖縄付近を通過するため、他エリアに比較して台風による電力設備の被害が大きくなりやすく、管内には、独立した島々の系統が多数あるところ、それらと本島全域が同時に被災することも少なくない。

こうした広大な海域における被災に際し、他社と比較して会社の規模が小規模である当社は、送配電部門、小売部門及び発電部門の従業者が一体となり災害対応を行うことが必要である。

このように、当社においては、本土と比較して、弾力的な電源の運用の必要性が特に高いことに加え、台風災害対応においては、災害対策本部の指揮・監督の下で送配電部門、小売部門及び発電部門の従業者が一体となって活動することの必要性が特に高いという実態等に鑑み、送配電部門と小売部門・発電部門が同一会社で事業を実施することが、電気を使用するお客さまの利益を確保する観点から特に重要である。

以 上

兼業認可申請書に係る参考資料

沖縄電力株式会社

1．発電設備一覧（沖縄本島系統）



種別		発電所名	ユニット名	認可出力 [MW]	使用燃料
自社	汽力	牧港	9号	125	重油
		石川	2号	125	
		具志川	1号	156	石炭
			2号	156	
		金武	1号	220	
			2号	220	
	コンバインド サイクル	吉の浦	1号	251	LNG
			2号	251	
	計		8基	1,504	—
	ガスタービン	牧港	GT1号	60	灯油
			GT2号	103	
		石川	GT1号	103	LNG
			吉の浦	GT	
	計		4基	301	—
	内燃力	渡嘉敷	9号	0.85	重油
			11号	1.18	
12号			1.18		
計		3基	3.21	—	
合計		15基	1,808	—	
他社	汽力	電発 石川	1号	156	石炭
			2号	156	
	計		2基	312	—
合計			17基	2,120	—

2019年3月末時点における本島系統火力発電設備（休止設備を除く）

2. 発電設備一覧（沖縄離島系統）

- 離島系統の火力発電設備は全て自社電源です。燃料は重油を使用しています。

単位：kW			
系統・種別	ユニット名 ¹	認可出力	
宮古	内燃力	11号	5,500
		第二 1号	10,000
		第二 2号	10,000
		第二 3号	10,000
		第二 4号	10,000
		第二 5号	15,000
	G T ²	1号	5,000
		2号	5,000
		3号	5,000
	計	9基	75,500
石垣	内燃力	第二 1号	10,000
		第二 2号	10,000
		第二 3号	10,000
		第二 4号	10,000
		第二 5号	18,000
		第二 6号	18,000
	G T ²	1号	5,000
		2号	5,000
	計	8基	86,000

単位：kW			
系統・種別	ユニット名 ¹	認可出力	
久米島	内燃力	5号	500
		7号	1,000
		8号	2,000
		10号	2,000
		11号	3,000
		12号	4,000
		13号	4,000
	計	7基	16,500
渡名喜	内燃力	8号	300
	計	9号	160
粟国	内燃力	2基	460
		10号	100
		11号	350
		12号	350
	計	2号	500
南大東	内燃力	4基	1,300
		5号	500
		6号	790
		7号	750
		8号	1,000
	計	4基	3,040

単位：kW			
系統・種別	ユニット名 ¹	認可出力	
北大東	内燃力	5号	100
		6号	200
		7号	200
		8号	350
		9号	340
		10号	350
	計	6基	1,540
多良間	内燃力	1号	350
		6号	500
		7号	500
		8号	300
	計	4基	1,650
波照間	内燃力	6号	150
		7号	150
		8号	300
		9号	350
		10号	300
	計	5基	1,250
与那国	内燃力	6号	550
		7号	880
		8号	880
		9号	1,000
		10号	1,000
	計	5基	4,310
合計		54基	191,550

1 2019年3月末時点における離島系統火力発電設備（休止設備を除く）

2 ガスタービン

3．供給区域内の需給見通し

- 沖縄エリアの当社発電、小売電気事業が供給計画において織り込んだ供給力および一般送配電事業における調整力・離島供給力を集約した結果、2028年度までの最大電力需給バランスは下表のとおり。

< 2019年度供給計画需給バランス（一般送配電事業者） >

（単位：千kW、％）

		2018 (参考)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
需給 バ ラ ン ス	供給力	1,871	2,060	2,169	2,093	2,139	2,078	2,198	2,201	2,200	2,203	2,206
	最大電力	1,500	1,493	1,502	1,510	1,516	1,522	1,529	1,535	1,541	1,547	1,554
	供給予備力	371	567	667	583	623	556	669	666	659	656	652
	供給予備率	24.7%	38.0%	44.4%	38.6%	41.1%	36.5%	43.8%	43.4%	42.8%	42.4%	42.0%

注：送電端の値を記載

4．台風の接近数

地方ごとの台風接近数の平年値

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
沖縄地方					0.0	0.4	0.6	1.4	2.2	1.7	0.9	0.3	0.1	7.4
九州南部・奄美地方	奄美地方				0.0	0.1	0.3	0.8	1.0	1.1	0.6	0.0		3.8
	九州南部				0.0	0.0	0.4	0.7	0.9	1.0	0.4	0.0		3.3
九州北部地方(注1)					0.0	0.0	0.3	0.8	1.0	1.0	0.3			3.2
四国地方						0.0	0.3	0.6	1.0	0.9	0.3	0.0		3.1
中国地方(注1)						0.0	0.3	0.5	0.8	0.9	0.2	0.0		2.6
近畿地方						0.0	0.3	0.5	1.0	1.0	0.5	0.0		3.2
東海地方						0.0	0.2	0.5	1.0	1.0	0.5	0.0		3.3
北陸地方							0.2	0.4	0.9	0.8	0.2	0.0		2.5
関東甲信地方	関東地方(注2)、甲信地方					0.0	0.2	0.4	0.9	1.1	0.6	0.0		3.1
	伊豆諸島、小笠原諸島				0.1	0.4	0.3	0.8	1.2	1.3	1.1	0.3	0.1	5.4
東北地方						0.0	0.1	0.3	0.8	0.9	0.4			2.6
北海道地方							0.1	0.2	0.7	0.7	0.1			1.8

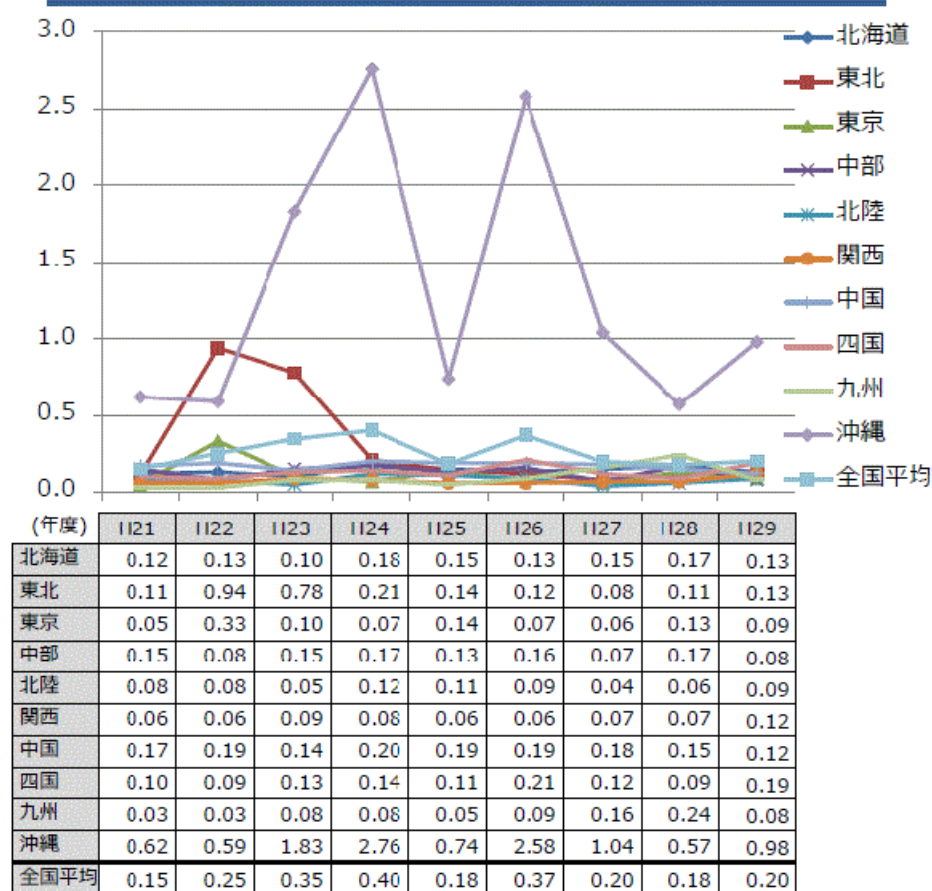
平年値は、1981年～2010年の30年平均です。

「接近」は台風の中心が国内のいずれかの気象官署から300km以内に入った場合を指します。

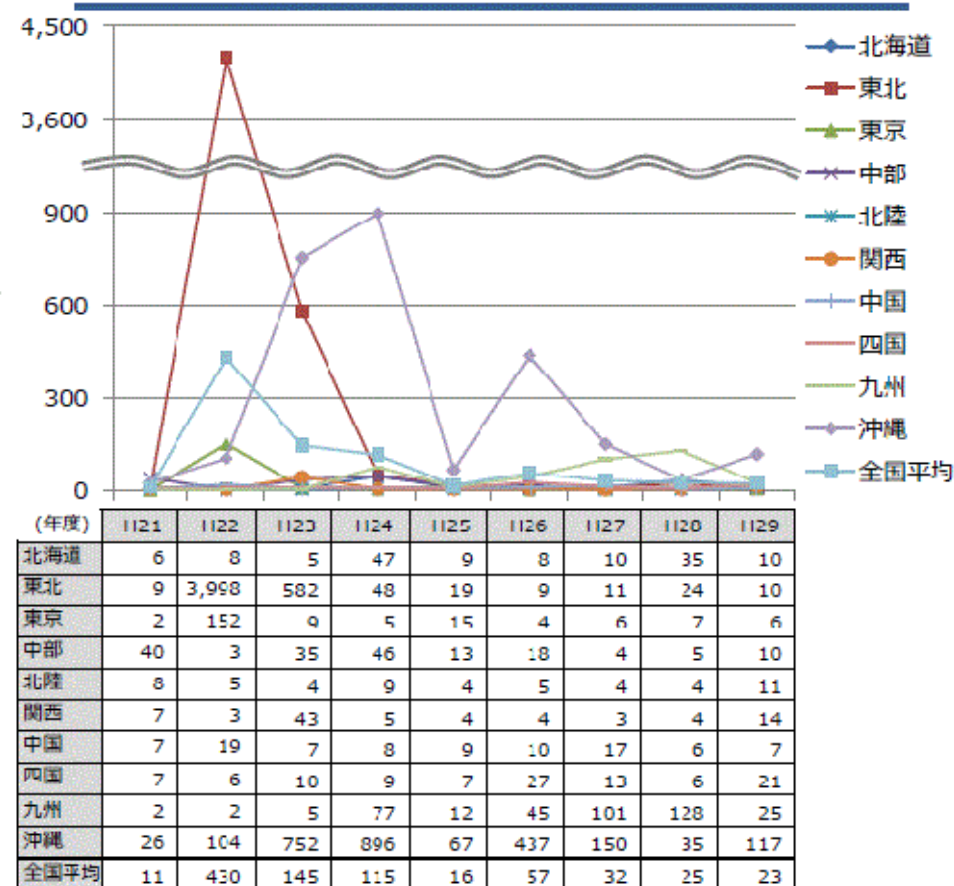
【出所】 気象庁WEB <https://www.data.jma.go.jp/fcd/yoho/typhoon/statistics/average/average.html>

5. 停電回数・停電時間

一需要家当たりの停電回数 (回/戸・年)



一需要家当たりの停電時間 (分/戸・年)



【出所】 料金審査専門会合_第37回(199315)

6．災害対応時の体制

【体制】

- 当社の防災業務計画に基づき、災害の予防および復旧業務の細部取扱いについて、迅速かつ的確に災害対応が実施できるように災害対策要領を定めており、災害が発生した場合または発生することが予測される場合は、必要に応じて災害対策本部を設置し対応にあたっております。
- 災害対策本部は、防災担当取締役を本部長とし、各部門（送配電、発電、営業、広報、情報システム等の関係各部門）にて構成し、全社大で対応しております。

災害対策本部

本部長：防災担当取締役

副本部長：防災室長

委員：関係各部長等

支部（関係各部・各支店）

支所（各発電所・営業所・電業所）

7．台風対応時の業務（部門間連携事例）

台風襲来時には、災害対策本部長のもと、送配電部門、小売部門、発電部門が、以下のとおり連携した対応を行っています。

（１）送配電部門 小売部門 間

台風時において、送配電部門は停電復旧に注力することから、お客さまからの停電に関する問い合わせを小売部門で受け付けています。なお、当該問い合わせ対応については、小売部門の要員を中心に間接部門（企画、総務、経理等）からの応援対応も行っています。

停電受付を行ったお客さまに対して、高圧線路復旧後に、小売部門が中心となって、停電が解消されたか否かを確認しています。

停電原因が引込線断線、屋内線漏電等であった場合、高圧線路復旧後も停電が継続することとなるため、復旧状況を確認しています。

配電部門の保有車両では、復旧作業に必要な数量を確保できないため、小売部門の保有車両を活用しています。

離島におけるお客さまからの停電に関する問い合わせについて、小売部門（本島）が応援対応しています。

（２）送配電部門 発電部門 間

他エリアからの電力融通が期待できない沖縄エリアにおいては、エリア内のみの電源で給電運用に必要な調整力を確保するため、発電機の作業（定期点検、補修）時期の調整にあたっては、系統全体の需給調整機能が失われることのないよう、当社発電部門と送配電部門で連携し、また、実需給断面においては、全ユニット給電指揮のもと周波数維持に向けた運用を行っています。台風時においてはこのような連携が特に重要となり、具体事例として以下があります。

【事前準備】

台風時に活用される重油機の定期補修については、台風時期（概ね5月下旬～10月中旬）を避けて実施しています。

【台風時対応】

応答性の良いガスタービン機が稼働する可能性があるため、当該燃料を補充しています。

給電指令に基づき、出力変化など応答性に優れた電源への差し替え（石炭機 石油機 など）を行っています。

8．台風対応時の業務（各部門における対応事例１）

台風襲来時には、平常時よりも拡大した体制で以下の業務を実施しております。

（１）送配電部門

台風シーズン前や台風接近時、台風通過後等に電気工作物自体の不良箇所または他工作物との接近状態の発見を目的とした線路巡回業務、変電所巡視業務

離島への台風襲来が予想される場合における、離島への資機材等の運搬準備のための船舶の状況確認

災害対策本部との情報授受および、要員体制(社員、電工)、停電状況、設備被害状況や復旧状況等の情報把握業務

高圧線路の送電状況等の系統状況把握、開閉器の遠隔操作による復旧作業、事故区間の確定、復旧計画の策定、高圧線路の現場巡視手配や開閉器の現場操作指示等の指令業務

現場巡視班（社員、電工）の編成、復旧計画に基づく巡視範囲の確認、高圧線路の現場巡視、巡視結果の報告、開閉器の現場操作の実施や現場調査（警察や消防などへの対応）等の巡視業務

被災高圧線路工事の手配、高圧線路工事の実施や工事状況の把握等の高圧線路復旧業務

停電受付の仕訳（地域、内容、高圧線路の状況）、復旧工事の手配、工事状況の把握、お客さま物損破壊等の電話対応、高圧線路復旧後の停電解消状況の確認、現場調査（お客さま受付内容の確認、警察や消防などへの対応）等の引込復旧業務

発電機出力の増減指令、発電機の並解列指令、高圧線路の遮断器投入操作等の給電運用業務

8．台風対応時の業務（各部門における対応事例２）

（２）発電部門

台風時の養生および復旧業務

- ✓ 対策用具（ロープ、ブルーシート、排水ポンプ、角材やベニヤ板等）の準備
- ✓ 門、シャッター、ドア、窓や排煙窓等の閉操作および養生
- ✓ 非常用発電機の試運転
- ✓ 取水路除塵装置の掃除
- ✓ 屋外設置機器の養生（オイルフェンスの固定や、屋外制御盤のドア固定等）

災害対策本部からの情報収集

給電指令に基づく、発電機出力の増減、発電機の並解列対応

（３）小売部門

店所への応援要員招集および派遣

災害対策本部からの情報収集

お客さまからのお問い合わせ対応

「電気料金等の特別措置」の認可申請準備

（４）その他

停電状況のWEB掲載やマスコミ対応等の広報業務

情報システムの保守管理 等

9．一体会社での災害対応

- 災害対応については、委託によっても一定程度の対応は可能とも考えられますが、一体会社で対応した場合とは異なってくるのが懸念されます。

< 分社化し、委託で対応した場合の懸念点 >

- ✓本島地域に台風が襲来した場合、全域が被害を受けるため本島勤務社員全体で要員を確保しているが、委託では、災害時に大規模に要員を確保することが困難になるおそれ。
- ✓委託では、要員数の増減に柔軟に対応できないおそれ。
- ✓緊急時対応として送配電から対応者に直接の指揮命令とならざるをえないが、委託という形式では対応不可となるおそれ。

一般送配電事業者の法的分離（兼業規制）の例外（沖縄電力）について

平成30年5月29日（火）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

兼業規制の例外となる一般送配電事業者（沖縄電力）について

- 改正電気事業法においては、一般送配電事業者が発電・小売事業を営むことが区域内の電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合には、経済産業大臣の認可を得た上で、法的分離を行わなくてもいいこととされている。
（平成25年電気事業法附則において、沖縄地域における電気事業の特殊性を踏まえた措置を講ずることとされ、それを踏まえ導入された規定。）
- 沖縄電力については、沖縄地域の実情（P3参照）を踏まえ、制度設計WG（平成25年）において整理されたとおり、送配電部門を別会社化しないことを認めるのが適当ではないか。
（上記のとおり、当該規定は沖縄電力を想定した規定であるため、その他の一般送配電事業者については、兼業規制の例外の適用は認めない。）

（兼業の制限等）

- 第二十二條の二 一般送配電事業者は、小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。第二十七條の十一の二第一項及び第二項並びに第百十七條の二第四号において同じ。）を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、小売電気事業（その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。次項において同じ。）又は発電事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。同項において同じ。）を営むことができる。
- 2 経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して当該一般送配電事業者が小売電気事業又は発電事業を営むことがその供給区域内の電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

（略）

沖縄地域で送配電部門の別会社を行わないことの必要性について

- 沖縄電力は、以下のような特殊性を有しており、自然災害時に送配電と発電・小売が一体となって対応しているなどの実情を考慮すると、送配電部門を別会社化しないことが沖縄地域の安定供給や電気の使用者の利益の確保に特に必要といえるのではないか。

○沖縄電力は、以下のような供給区域の特殊性を有している。

- ・ 沖縄地域は、本土から独立した単独かつ小規模な電力系統であり、需給調整で生じるリスクを広域融通を通じて低減させることができず、単独でそのリスクの低減を図る必要があること。
- ・ 少ない従業員数^{*1}で、広大な海域（東西約1,000km、南北約400km）に点在する沖縄本島含む38の島々（本島系統12島、離島系統26島）に電力を供給していること。
- ・ 管内において、自然災害、特に台風の被災の規模・頻度が他のエリアと比較して高く、また管内の広範な地域が同時に被災する場合が多いこと。

○こうした状況に対応するために、例えば、自然災害時に、送配電の指揮・監督の下で、送配電の従業者と発電・小売の従業者が一体となって活動し、各離島における停電等の被害を最小限にとどめてきたところ^{*2}。

○仮に、送配電と発電・小売等を分離した場合、自然災害時に、送配電の指揮・監督の下での円滑な対応・早期復旧に支障をきたし、分離前と比べて電気の使用者の利益を確保できないおそれがある。

* 1 沖縄電力の従業員数：1,605人
（参考）九州電力：13,053人、四国電力：4,644人

* 2 台風時の送配電と小売との具体的な連携

- ①送配電部門は停電復旧に注力し、需要家の停電に関する問い合わせを小売部門で受付。停電原因の詳細等の問い合わせなど小売部門では回答が困難な場には、配電部門に確認するなどして対応を行う。
- ②停電受付を行った需要家に対し、高圧線路復旧後に、小売部門が中心となり、停電が解消されたか否かを確認する。
- ③配電部門の保有車両だけでは復旧作業に必要な数量を確保できない場合に、小売部門の保有車両を活用する。
- ④離島におけるお客さまからの停電に関する問い合わせについて、本島の小売部門が応援対応する。

沖縄電力に適用される行為規制の内容について

- 沖縄電力は、経済産業大臣の認可を得た上で、法的分離を行わなくてもいいこととされた場合であっても、以下の行為規制については、適用される。
- その具体的な内容については、沖縄電力においてもその他一般送配電事業者と同じ規制とする。（法的分離を前提とした規制である社名、商標は除く。）

1. 一般送配電事業者の禁止行為等（改正電気事業法第23条）

- （1）情報の目的外利用・提供の禁止
- （2）差別的取扱いの禁止
- （3）その他適正な競争関係を阻害する行為として定める行為の禁止
（グループ内の発電・小売電気事業を有利にする広告・宣伝の禁止）

2. 情報の適正な管理のための体制整備等（改正電気事業法第23条の4）

- （1）情報を適正に管理するための体制の整備
- （2）業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備
- （3）その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

改正電気事業法

(兼業の制限等)

第二十二條の二 一般送配電事業者は、小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。第二十七條の十一の二第一項及び第二項並びに第百十七條の二第四号において同じ。）を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、小売電気事業（その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。次項において同じ。）又は発電事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。同項において同じ。）を営むことができる。

2 経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して当該一般送配電事業者が小売電気事業又は発電事業を営むことがその供給区域内の電気の使用上の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める規定は、適用しない。ただし、第一項ただし書の認可を受けた一般送配電事業者（以下この項において「認可一般送配電事業者」という。）の特定関係事業者（次条第一項に規定する特定関係事業者をいう。第三号において同じ。）たる小売電気事業者又は発電事業者が、小売電気事業（当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に応ずるものに限る。）又は発電事業（当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）を営むときは、この限りでない。

一 認可一般送配電事業者 次条第二項及び第二十三條第二項から第五項までの規定

二 認可一般送配電事業者の取締役、執行役又は使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。） 次条第一項の規定

三 認可一般送配電事業者の特定関係事業者 第二十三條の二第一項及び第二十三條の三第一項の規定

電気事業法附則（平成25年6月12日法律第35号）

(電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置)

第十一条 政府は、電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用上の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため、この法律の円滑な施行を図るとともに、引き続き、次に掲げる方針に基づき、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行うものとする。

(略)

5 政府は、第一項第一号及び第二号に規定する法律案を国会に提出するに当たっては、次に掲げる措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(略)

九 前号に掲げるもののほか、沖縄地域における電気事業の特殊性を踏まえた措置

(略)

改正電気事業法

（一般送配電事業者の禁止行為等）

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
 - 二 その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。
- （略）

（電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等）

- 第二十三条の四** 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 一般送配電事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

6. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保

項目	沖縄地域における取り扱い（案）
法的分離の実施	沖縄地域固有の特殊性、すなわち (1) 本土から独立した単独かつ小規模な電力系統であるため、需給調整で生じるリスクを広域融通を通じて低減させることが不可能であり、また、1機の発電機の脱落が系統に与える影響が非常に大きい等、需給調整・周波数維持の両面から、系統運用が本土の系統と比較して特殊であり、多様な事業者の新規参入を促すとしても、系統運用者は本土と比較してより一層個別の需要を注視しながら電源の運用を行わなければならない、といった実態があること (2) このため、沖縄地域においては、連系線を介した電力間競争が想定されず、「多様な発電事業者・小売電気事業者に対する送配電部門の中立性を確保する」こと以前の問題として、まず、多様な発電事業者や小売電気事業者の参入をいかに促すかが課題であり、さらに、沖縄地域においては、小規模な系統であるために、発電事業者や小売電気事業者に対して、本土と比較して個別の需要家の電力需要の状況に応じたより弾力的な電源の運用（＝系統運用者の指示に瞬時に対応することが可能な電源の保有）を求めることも考えられ、系統運用者が保有すべき調整力の水準等、安定的な系統運用のために沖縄地域の実情を踏まえた検討が必要であること といった点を踏まえ、沖縄地域における法的分離については将来的な検討課題としつつ、当面はまず、小売電気事業者がどのような電源を活用し、どのような料金メニューで需要家（消費者）の多様なニーズに伝えていくのか、という課題への対応、すなわち多様な発電事業者・小売電気事業者の新規参入の促進と、需要家の選択肢拡大の実現に向けた取組を中心に検討していくことが適当。 また、法的分離が実施されない間であっても、託送供給約款の認可や行為規制等、送配電事業者課される義務については、厳格な規制を当然課すこととし、送配電事業者の中立性の確保を図ることとする。